

青森県報

第千百十五号

令和八年
九月九日
(水曜日)

告 示

監査委員

○監査結果(知事公室ほか二百四十九機関)……………(事務局)…三

○右 同……………(同) ……二

青森県告示第四百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年十月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年九月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三九号	北津軽郡中泊町大字小泊字築上五九の六から 北津軽郡中泊町大字小泊字築上一三七の一〇まで	前	九・六〇メートルから 一九・七〇メートルまで	六八三・〇〇メートル	
				後	一一・九〇メートルから 一九・八〇メートルまで	六八三・〇〇メートル	

青森県告示第四百八十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和八年八月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 売りさばき人の住所及び氏名

八戸市大字沢里字鹿島沢一〇の三三

川端 静夫

二 売りさばき場所

八戸市根城五丁目一二の二一

公告

林業用種苗生産事業者の登録の変更

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者から登録証の記載事項に変更があつた旨の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

令和八年九月九日

青森県知事 宮下宗一郎

変 更 後	変 更 前	区 分	
一〇六		登録 番号	
昭和 興・三・一九		登録 年月日	
木村重成		氏名 は名又	生 産 事 業 者
上北郡七 戸町柴七 館道三ノ 八の二	上北郡七 戸道一ノ 館の五下 八の柴	住 所	
採取、 精選		種 穂	生 産 事 業 の 容
幼成の 育苗以 外の育 木成		苗 木	
木苗村	木苗圃	名 称	事 業 所
上北郡 七戸町		所 在 地	
令和 八・七・三		変 更 年 月 日	

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年九月九日

青森県知事 宮下宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量

簡易型電子線量計システム（富士電機）衛星回線更新業務一式

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県原子力センター

- 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

三 契約の方法

- #### 四 契約の相手方を決定した日

令和八年七月二十一日

- 五 契約の相手方の名称及び住所

富士電機株式会社

- 東京都品川区大崎一丁目二の二

六 契約金額

- 七千二百六十万円

七 随意契約の理由

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十二条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

- 八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年九月九日

青森県知事 宮下宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量

簡易型電子線量計システム（アロカ）衛星回線更新業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県原子力センター

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和八年八月四日

五 契約の相手方の名称及び住所

アロカ株式会社

東京都武蔵野市中町一の一〇の八大樹生命三鷹ビル二階

六 契約金額

六千三百四十一万五千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

監 査 委 員

青森県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項及び第四項の規定による財務監査並びに同条第二項の規定による行政監査を青森県監査委員監査基準（令和二年四月青森県監査委員告示第二号）に準拠して実施したので、その結果を同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和八年九月九日

青森県監査委員	佐々木	知彦
青森県監査委員	三浦	朋子
青森県監査委員	木明	和人
青森県監査委員	菊池	勲

1 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに着眼して監査を行った。

2 監査の実施内容

(1) 監査日
令和7年10月29日から令和8年8月28日まで

(2) 実施内容
監査対象機関における事務のうち、財務事務及び行政事務の実施について、関係書類等により監査を行った。

3 監査の対象

(1) 監査事項
各対象機関の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 対象期間
令和6年度（前年度監査基準日翌日から令和7年5月31日まで）
令和7年度（令和7年4月1日から監査基準日まで）

(3) 対象機関名

ア 総務部
知事公室、人事課、行政経営課、総務文書課、広報広聴課、行幸啓室
イ 財務部
財政課、税務課、市町村課、財産管理課、工事検査課、青森県東京事務所、青森県中央県税事務所、青森県中南県税事務所、青森県三八県税事務所、青森県西北県税事務所、青森県上北県税事務所、青森県下北県税事務所
ウ 総合政策部
総合政策課、DX推進課、統計分析課、統合新病院開設準備室

エ こども家庭部

こどもみらい課、若者定着還流促進課、県民活躍推進課、青森県中央児童相談所、青森県中南児童相談所、青森県三八児童相談所、青森県西北児童相談所、青森県下北児童相談所、青森県上北児童相談所、青森県女性相談支援センター、青森県立子ども自立センターみらい

オ 交通・地域社会部

地域交通・連携課、鉄道対策課、地域生活文化課、青森県東青地域連携事務所、青森県中南地域連携事務所、青森県三八地域連携事務所、青森県西北地域連携事務所、青森県上北地域連携事務所、青森県下北地域連携事務所

カ 環境エネルギー部

環境政策課、エネルギー・脱炭素政策課、資源循環推進課、自然保護課、原子力立地対策課、青森県青森環境管理事務所、青森県弘前環境管理事務所、青森県八戸環境管理事務所、青森県むつ環境管理事務所

キ 健康医療福祉部

健康医療福祉政策課、がん・生活習慣病対策課、医療業務課、保健衛生課、高齢福祉保険課、障がい福祉課、青森県東津軽保健所、青森県中南保健所、青森県三戸保健所、青森県西北保健所、青森県上北保健所、青森県下北保健所、青森県中央福祉事務所、青森県中南福祉事務所、青森県三戸福祉事務所、青森県西北福祉事務所、青森県下北福祉事務所、青森県上北福祉事務所、青森県衛生研究所、青森県動物愛護センター、青森県食肉衛生検査所、青森県障がい者相談センター、青森県立あすなろ療育福祉センター、青森県立さわらび療育福祉センター、青森県立精神保健福祉センター

ク 経済産業部

経済産業政策課、地域企業支援課、企業立地・創出課、産業イノベーション推進課、青森県立青森高等技術専門学校、青森県立弘前高等技術専門学校、青森県立八戸工科学院、青森県立むつ高等技術専門学校、青森県立障がい者職業訓練校

ケ 観光交流推進部

観光政策課、誘客交流課、県産品販売・輸出促進課、青森県大阪情報センター、青森県名古屋情報センター、青森県福岡情報センター、青森県立美術館

コ 農林水産部

農林水産政策課、食ブランド・流通推進課、団体経営改善課、構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課、林政課、農村整備課、水産振興課、漁港

漁場整備課、青森県東青農林水産事務所、青森県中南農林水産事務所、青森県三八農林水産事務所、青森県西北農林水産事務所、青森県上北農林水産事務所、青森県下北農林水産事務所、青森県病害虫防除所、青森県宮農大大学校

サ 県土整備部

監理課、整備企画課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、都市計画課、建築住宅課、青森県東青県土整備事務所、青森県中南県土整備事務所、青森県三八県土整備事務所、青森県西北県土整備事務所、青森県上北県土整備事務所、青森県下北県土整備事務所、青森空港管理事務所、整備企画課（青森県工業用水道事業会計）、都市計画課（青森県下水道事業会計）

シ 危機管理局

防災危機管理課、消防保安課、原子力安全対策課、青森県消防学校、青森県

原子力センター

ス 国スボ・障スボ局

総務企画課、競技式典課、施設調整課、障スボ課

セ 出納局

会計管理課、財務指導課

ソ 病院局

青森県立中央病院、青森県立つくしが丘病院

タ 青森県議会

青森県議会事務局

チ 青森県教育委員会

教育政策課、職員福利課、学校教育課、教職員課、学校施設課、生涯学習課、スポーツ健康課、文化財保護課、高等学校教育改革推進室、東青教育事務所、西北教育事務所、中南教育事務所、上北教育事務所、下北教育事務所、三八教育事務所、青森県埋蔵文化財調査センター、青森県立青森高等学校、青森県立青森西高等学校、青森県立青森東高等学校、青森県立青森北高等学校、青森県立青森南高等学校、青森県立青森中央高等学校、青森県立北斗高等学校、青森県立五所川原高等学校、青森県立木造高等学校、青森県立鱈ヶ沢高等学校、青森県立弘前高等学校、青森県立上尾上総合高等学校、青森県立浪岡高等学校、青森県立黒石高等学校、青森県立尾上総合高等学校、青森県立浪岡高等学校、青森県立三本木高等学校、青森県立三沢高等学校、青森県立野辺地高等学校、青森県立七戸高等学校、青森県立百石高等学校、青森県立六ヶ所高等学校

校、青森県立田名部高等学校、青森県立大湊高等学校、青森県立大間高等学校、青森県立八戸高等学校、青森県立八戸東高等学校、青森県立八戸北高等学校、青森県立八戸西高等学校、青森県立八戸中央高等学校、青森県立三戸高等学校、青森県立五所川原農林高等学校、青森県立柏木農業高等学校、青森県立三本木農業恵拓高等学校、青森県立名久井農業高等学校、青森県立八戸水産高等学校、青森県立青森工業高等学校、青森県立五所川原工科高等学校、青森県立弘前工業高等学校、青森県立十和田工業高等学校、青森県立むつ工業高等学校、青森県立八戸工業高等学校、青森県立青森商業高等学校、青森県立弘前実業高等学校、青森県立三沢商業高等学校、青森県立八戸商業高等学校、青森県立盲学校、青森県立青森聾学校、青森県立弘前聾学校、青森県立八戸聾学校、青森県立青森第一養護学校、青森県立青森第二養護学校、青森県立青森若葉養護学校、青森県立青森第一高等養護学校、青森県立青森第二高等養護学校、青森県立森田養護学校、青森県立弘前第一養護学校、青森県立弘前第二養護学校、青森県立黒石養護学校、青森県立浪岡養護学校、青森県立七戸養護学校、青森県立むつ養護学校、青森県立八戸第一養護学校、青森県立八戸第二養護学校、青森県立八戸高等支援学校、青森県立図書館、青森県立梵珠少年自然の家、青森県総合社会教育センター、青森県総合学校教育センター、青森県立郷土館、三内丸山遺跡センター

ツ 青森県警察本部

青森県警察本部、青森県青森警察署、青森県青森南警察署、青森県外ヶ浜警察署、青森県大間警察署、青森県むつ警察署、青森県野辺地警察署、青森県弘前警察署、青森県鯉ヶ沢警察署、青森県つがる警察署、青森県五所川原警察署、青森県黒石警察署、青森県八戸警察署、青森県三戸警察署、青森県五戸警察署、青森県十和田警察署、青森県七戸警察署、青森県三沢警察署

テ 青森県人事委員会

青森県人事委員会事務局

ト 青森県労働委員会

青森県労働委員会事務局

ナ 青森県監査委員

青森県監査委員事務局

ニ 青森県選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会事務局

4 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正であるが、是正又は改善が必要である事項は、次のとおりである。

(1) 財産管理課

令和8年5月31日現在、財産収入及び諸収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(2) 青森県中央県税事務所

ア 契約保証金において、契約履行後の還付に係る払出しが遅延しているものが1件、1,429,800円あったので、適正な事務の執行に努めること。

イ 令和8年5月31日現在、県税において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(3) 青森県中南県税事務所、青森県三八県税事務所、青森県西北県税事務所、青森県上北県税事務所及び青森県下北県税事務所

令和8年5月31日現在、県税において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(4) 若者定着還流促進課

事務処理の不備により、国交付金2,622千円の交付を受け入れられない事例があった。今後は、チェック体制を強化するなど適正な事務の執行に努めること。

(5) 青森県中央児童相談所、青森県中南児童相談所、青森県三八児童相談所、青森県西北児童相談所、青森県下北児童相談所及び青森県上北児童相談所

令和8年5月31日現在、多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(6) 資源循環推進課

令和8年5月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(7) 医療業務課

ア 支出に係る事務の管理が不適切なものがあったので、適正な事務の執行に努めること。

イ 令和8年5月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(8) 高齢福祉保険課

委託料において、支払手続が遅延しているものがあったので、適正な事務の執

行に努めること。

(9) 障がい福祉課

令和8年5月31日現在、一般会計及び療育福祉・医療療育センター特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(10) 青森県中央福祉事務所、青森県中南福祉事務所、青森県西北福祉事務所、青森県下北福祉事務所及び青森県上北福祉事務所

令和8年5月31日現在、一般会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(11) 青森県三戸福祉事務所

ア 金券類の管理が適切でないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。

イ 令和8年5月31日現在、一般会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(12) 経済産業政策課

令和8年3月31日現在、小規模企業者等設備導入資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(13) 誘客交流課

物品の貸付における事務手続が適切に行われていないものがあるので、適正な事務の執行に努めること。

(14) 青森県立美術館

公園施設の設置許可及び使用料の徴収に係る事務手続に不備があるので、適正な事務の執行に努めること。

(15) 団体経営改善課

令和8年5月31日現在、一般会計及び林業・木材産業改善資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(16) 漁港漁場整備課

令和8年3月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(17) 港湾空港課

ア 財産の管理が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。

イ 令和8年3月31日現在、未利用の土地があるので、その解消に努めること。

(18) 建築住宅課

令和8年3月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(19) 青森県東青県土整備事務所、青森県中南県土整備事務所、青森県三八県土整備事務所及び青森県西北県土整備事務所

令和8年5月31日現在、土木使用料及び弁償金において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(20) 青森県上北県土整備事務所

令和8年5月31日現在、土木使用料及び弁償金等において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(21) 青森県下北県土整備事務所

令和8年5月31日現在、土木使用料、弁償金及び港湾施設使用料において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(22) 整備企画課（青森県工業用水道事業会計）

工事請負契約において、設計変更が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。

(23) 都市計画課（青森県下水道事業会計）

当年度は、13,105,674円の純利益を計上したものの、累積欠損金が181,437,335円となっているので、その解消に努めること。

(24) 青森県原子力センター

契約保証金において、契約履行後の還付手続が遅延しているものが1件、450,000円あったので、適正な事務の執行に努めること。

(25) 会計管理課

出納事務について適正に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。

(26) 青森県立中央病院

ア 給与事務手続を誤っているもの及び給与支給が遅延しているものがあったので、適正な事務の執行に努めること。

イ 令和8年3月31日現在、過年度医業未収金において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

ウ 物品の管理が適切に行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努めること。

エ 当年度は、3,048,551,478円の純損失を計上しており、累積欠損金が2,229,442,881円となっているので、その解消に努めること。

(27) 青森県立つくしが丘病院

ア 令和8年3月31日現在、過年度医業未収金において多額の収入未済があるので、その縮減に努めること。

イ 物品の管理が適切に行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努めること。

ウ 当年度は179,847,343円の純損失を計上しており、累積欠損金が224,546,262円となっているので、その解消に努めること。

(28) 教職員課

職員手当等において、支払手続が遅延しているものがある。

(29) 東青教育事務所

職員手当等において、支払手続が遅延しているものがある。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十四円九十五銭